



“アニメ・イチバンのまち 練馬区”が 「アニメーション撮影台」を区の文化財に登録 ～平成25年度 区登録文化財が決定～

練馬区教育委員会は、このたび「アニメーション撮影台」など6件を、平成25年度登録文化財に決定した。区では、かけがえのない文化遺産を守り後世に引き継いでいくために、昭和61年3月に「練馬区文化財保護条例」を制定し、文化財の指定・登録を行っている。

指定・登録候補の文化財は、区が事前調査を行い、練馬区文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。登録文化財の中で特に価値が高いものが、指定文化財として指定される。これで区の登録文化財は203件、そのうち指定文化財は44件となった。

今回登録された文化財のうち、「森田家資料」「丸山東遺跡出土の片口土器」などは、石神井公園ふるさと文化館で3月27日(木)から5月16日(金)までの期間、特別に展示する。

【登録文化財】 下記のほか、「丸山東遺跡出土の片口土器」等2点がこのたび登録された。

○アニメーション撮影台(あにめーしょんさつえいだい)

有形文化財 練馬区所有 石神井公園ふるさと文化館

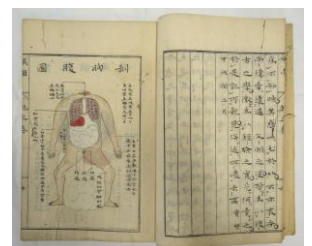
昭和34年～平成9年頃まで東映アニメーション株式会社(昭和34年当時は東映動画株式会社)で使用されたアニメーション専用のマルチプレーン撮影台。高さ3.5m、幅2.0m、奥行1.56m。アニメーションに遠近感を持たせるための多段式遠隔装置が付き、線画台・遮光板・配電盤等の付属品も一式そろっている。昭和35年公開の『西遊記』など数多くの作品の撮影に使用された。国内に残る数少ないマルチプレーン撮影台である。



○森田家資料(もりたけしりょう)

有形文化財 練馬区所有 石神井公園ふるさと文化館

区内で医院を営む家に所蔵されていた書籍・帳面などの資料317点。江戸時代～明治期の医学書や教養書がまとまって残る。医学書には書き込みや付箋が多くみられ、診療録や医学関連の講義を筆記した帳面などもあり、どのように医術を学び、医療に従事していたのかを知ることができる。



『蔵志』乾巻(1759年刊)

○文明十七年の月待板碑(ぶんめいじゅうしちねんのつきまちいたび)

有形民俗文化財 円明院 錦1-19

文明17年(1485)に月待供養を記念して造立された板碑。緑泥片岩製。ほぼ完形で高さ78cm、幅27.5cm、厚さ3.5cm。阿弥陀三尊を表す梵字3字や、僧俗5人の名前などが刻まれる。月待とは二十三夜などの決まった月齢の夜に人々が集まり飲食し、月を拜んで夜を明かす習俗のこと。



○草摺引図絵馬(くさずりびきずえま)

有形文化財 氷川神社(非公開) 氷川台4-47

江戸時代に鳥居派の絵師が制作したと推定される縦96.5cm、横122.8cmの大きな絵馬である。歌舞伎の「草摺引」の場面(小林朝比奈が曾我五郎の草摺をつかむ様子)が描かれる。全体的に絵具が剥落しているが、手足を誇張して描く鳥居派独特の瓢箪足・蚯蚓描の表現には迫力がある。区内には数少ない江戸時代の役者絵馬である。

